

10月16日
報告

和解を導いた力

—西松建設裁判原告団長 呂学文さんの闘いをふりかえる—

中 清司

二年続きのコロナ禍で集会の開催が危惧されましたが、緊急事態宣言が全国一斉に解除されたことで開催に至りました。昨年に続き遺族が来日できないので、今年は集会としては初の試みとして、呂学文さんの次女呂志英さん（山東省済南市）、通訳の楊小平さん（島根大学、松江市）、広島会場の3か所をZoomで繋いで開催しました。当日は会場である弁護士会館にスタッフや講演者を含め60名が集まり、コロナ対策でひとつ飛びに着席し、会場を埋めました。

事務局の川原洋子さんがレジメとニュース映像で、呂学文さんと西松建設裁判の軌跡を解説しました。次いで呂志英さんが父、呂学文さんについて語りました（8ページに全文を掲載）。

休憩をはさんだ後、4名の方がそれぞれ呂学文さんについて語り、最後に事務局の土屋信三さんが閉会の挨拶を行いました。

呂学文さんを父のように慕っていた土屋さんは、呂さんが生きている間に広島高裁の勝利判決を伝え、和解成立の喜びを共にすることができなかった無念を述べ、今後も継承する会では歴史事実を伝えてゆきたいとの思いを新たにしましたと、締めくくりました。

以下は4名のお話を抜粋・要約したものです。

■足立修一（継承する会世話人代表）

安野への中国人強制連行問題は私の弁護士人生と共にあった事件です。弁護士になって2年目からかわり、現在も続いています。

呂さんの93年の来日以降西松建設と協議を続けたものの進展しなかったため、97年5月に呂さんが再度西松建設と直談判しましたが、西松は解決済みであると主張したため、提訴することに決め

ました。

私は同年10月に中国を訪問し、原告の方々と裁判の準備をしました。この時呂さんから赤裸々な体験談を聞きました。呂さんはこの裁判を「人間と民族の尊厳を取り戻す裁判」ととらえていました。日本は中国、アジア、朝鮮半島で何をしたか忘れてしまっていますが、日本人は何をしたのかを心に刻まなければならない、呂学文さんの話を聞いてそう思いました。

2002年7月に広島地裁で敗訴判決がでました。呂さんは翌年4月に寝たきりになり、5月の中国での検査で転移癌と判明しました。そして6月に呂さんは広島高裁の裁判長宛てに、先ほど志英さんが3時間かかったと言われた手紙を書きました。体調を崩した呂さんは、生きている内の判決、早期の判決を望みましたが、弁護団としては和解勧告してもらおうよう取り組みました。呂さんの手紙が裁判官の心をとらえ、7月に高裁の和解勧告がありました。和解協議の進め方を確認する為、私や川原さんが訪中して呂さんをはじめとする原告と打ち合わせをしました。呂さんは原告5名だけの和解でなく、360名全員の和解が必要だと主張し、联谊会のメンバーから同意を得ました。結局西松建設との和解協議は決裂したものの、手紙は後に広島高裁での勝利判決につながりました。

最高裁で逆転敗訴となるなど険しい道でしたが、最終的に2009年に西松建設と和解に至りました。その源にあるのは呂さんの手紙であり、360名全員の和解と名誉回復を求めた思いにあると考えています。

■金子哲夫（広島県原水禁代表委員）

徐立伝さんが被爆したことが判明した後、「強制

連行された中国人被爆者との交流をすすめる会」が92年6月に発足しました。

93年4月に宮崎安男原水禁代表委員を団長に「交流をすすめる会」が訪中し、呂学文さんを含め3名の被爆者と面会しました。

呂学文さんと孟昭恩さんが同年7月29日に来日し、翌30日に被爆者健康手帳を申請し、即日交付されました。

当時私は被爆者援護法をどのように適用するかという視点で強制連行された被爆者の支援を考えていましたが、呂さんに会ってから大きく考えを変えました。「私にとって、広島で被爆したことは絶対忘れられないことだが、どうしても回復して欲しいことは、強制労働によって人間としての尊厳が奪われたこと。」と呂さんは述べました。私たちは、原爆で亡くなったことを「尊い命の犠牲」と言っていました、「人間の尊厳を奪われた」とは言っていませんでした。強制労働を受けた人には被爆以上に、あの安野で人間として扱われなかったことの方が耐え難いことであったことを知りました。これに私は頭をガンと打たれた思いでした。強制連行問題をとらえるうえで、大きな転機となりました。私は呂さんのこの考え方がその後の取り組みの方向を左右したと感じています。

93年当時は被爆者援護法による保健手当は日本国内に居住・滞在している期間に限って適用されており、在外被爆者は渡日しない限り何の援護も受けられませんでした。法が改正され、2003年9月頃から（5年で時効となる為）5年に限り遡って支給が開始されました。私はこのことを川原さんに伝えたところ、呂さんが8月に亡くなったばかりであることを知らされました。

2007年にこの時効が無効と判断され、在外被爆者にも全額が支給されるようになりました。実は強制連行された中国人被爆者で呂さんより早く被爆者健康手帳を取得した方がいます。それは新潟県の港湾荷役に強制連行された後、嫌疑をかけられ新潟で逮捕、吉島（広島）に収監された張文彬さんです。彼は93年5月に来日し、広島で手帳の交

付を受け、その後新潟に移動し、当月帰国しました。

保健手当の支給は、月をまたいで滞在した翌月から受けられる仕組みでした。呂さんは7～8月の滞在であったので、7月30日に保健手当の手続きをし、8月9日に一ヶ月分の手当を受け取れました。張さんは5月のみの滞在であったので、保健手当の申請はしていませんでした。よって、張さんは手当を受給できなかったのです。当時予見はできなかったとは言え、悔いが残ります。

■石岡修（広島県教職員組合元執行委員長）

戦後補償裁判との関わりの中で呂学文さんのことを語ります。

裁判は韓国からの方が、中国より早く起こされました。92年に閔釜裁判（釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求訴訟）が山口地裁下関支部に提訴され、98年4月に同地裁は日本国政府に原告の慰安婦への補償を命じました。

西松裁判はその時期に起こされ、呂さんは98年4月に広島地裁で証言する為来日した際、教職員組合を表敬訪問しました。これが私の呂さんとの最初の出会いです。

広教組は2ヶ月後の98年6月に閔釜裁判と西松裁判の両方の支援を大会決定しました。

閔釜裁判は、2001年3月広島高裁判決で裁判長が「地裁判決を破棄し原告の訴えを棄却する」とだけ延べ、3名の裁判官は逃げるように法廷を後にしました。一瞬の沈黙の後、何が起こったのか理解した一人の慰安婦が泣き叫び、私の目の前で気絶し、救急車が駆け付ける事態となりました。広島高裁は日本軍の慰安所設置関与や強制性を下関地裁同様に事実認定したにもかかわらず、全面棄却したのです。目の前にいる戦争被害者に向き合わない司法の姿。戦後補償裁判の理不尽に私が最初に直面した場面でした。

西松裁判は2002年7月広島地裁が詳細な事実認定を行い、西松の安全配慮義務違反を認めながら、時効を理由に棄却しました。2004年の広島高

裁での原告勝訴判決を経た 2007 年 4 月の最高裁判決は、日中共同声明で個人請求権は放棄されたとして、被害者を切り捨てました。一方、当事者間の自発的解決を促す付言がつけました。最終的に 2009 年に西松建設と中国人被害者 360 名全員の和解が成立し、係争中の戦後補償裁判に希望の明かりを与えました。

最高裁の判決に当事者間で和解をするよう付言を付けさせたのは、広島高裁での（勝訴）判決による影響が大きいと思います。その広島高裁に歴史的判決を書かせたのは、弁護士や支援者の熱意、地元を含む多くの関係者の協力により、気の遠くなるような証拠と証言によって事実を積み上げた結果だと思えます。そのすべてを結集させ和解に導いた源こそ、安野中国人受難者 360 人の無念の思いを背負って立ち上がった呂学文さんたち原告の勇気と決意に他なりません。

■杉原達（元西松安野友好基金運営委員）

私が呂さんを初めて目にしたのは 95 年、河北省石家庄市で行われた中国人強制連行国際シンポジウムの会場でした。直前に安野受難者労働者連誼会が結成され呂さんは会長に就任したばかりでした。広い廊下を堂々と歩く一団の中心にがっしりとした体躯で、トレードマークのような黒縁の眼鏡を掛け、その奥の目に固い決意がにじみ出ているのが、呂さんでした。

2002 年 6 月に私は呂さんの自宅を初めて訪れました。1 年前に亡くなった妻の墓参りに同行する道すがら、民家の壁にチョークで「安野村」と書いてあるところを呂さんは示しました。薄くなる度に何度も書き直していました。また、93 年に調査団からプレゼントされた箸と箸箱を使い続けていることを知りました。これは日常生活で何度も安野村や西松との闘いを思い出す手立てになっていたのではないのでしょうか。

資料に私が 2003 年 7 月に呂さんの家を訪問した際の写真が 2 枚あります。1 枚は 4 世代にわたる呂さん一家の集合写真で、もう 1 枚は寝たきり

になった呂さんの介護当番表の写真です。昼間と夜間、曜日に分けて介護の分担と担当者名が書かれています。誠に行き届いた介護体制で、家族の結束がとても強いことは感じ取れましたが、どうしてこれほどまでに結束が固いのか、その時は私は思いが至りませんでした。今日の志英さんの話を聞いて、分かったように思えます。

93 年まで父親と家族の間にわだかまりがあったことを私は知りませんでした。親子の間に、気にはなりながらも決して触れられない過去を封印してきた長い歳月があり、それが明るみになったのが 1993 年だったのです。調査団の訪問をきっかけに親子は新たな関係を作り直しました。呂さん 72 歳、志英さん 40 歳の時です。志英さんの今日の話は呂さんと家族の名誉と尊厳を取り戻してゆく長い過程をはっきりと示した、とても貴重なものでした。新たな事実を知ることを通して、長い闘いの意味を一層深く理解することができました。

集会の証言から感じたこと

ニュース映像を見た上で志英さんを含めた 5 名の方からお話を聞き、強制連行者の捜索から西松建設との和解に至るまで 15 年以上の長い月日を要したこと、その間高裁の和解勧告と勝利判決、最高裁の付言など一部原告の意向をくんだ司法判断はあったものの、大半は茨の道であったこと、紡いだ糸が切れないよう様々な方がそれぞれの立場で絶えず信じる場所を進んだことに改めて気づかせてもらいました。その中で呂学文さんは不撓不屈の精神で常に活動の中心であり、支柱でありつづけたことも分かりました。

また、呂志英さんが家族の様子を語られたことで、強制連行は本人だけでなく、家族に与える影響が大きく、それは後の世代まで影響を及ぼすことを改めて知らされました。寝たきりの状態で書き上げた呂学文さんの手紙を、志英さんは「父が 1 文字 1 文字命懸けで書きました。」と表現されましたが、家族の支えの賜物であると思いました。